【特定販売に関する書類】　　（法第４条第３項第４号ロ関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">特定販売を行う際に使用する通信手段</td><td>①注文の受領と情報提供等を行う手段</td><td>電話、電子メール、テレビ電話、郵便、ＦＡＸ
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>②　広　告　方　法</td><td>インターネット、カタログ、折込チラシ、テレビ、新聞、雑誌
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">③特定販売を行う医薬品の区分</td><td>第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品
第三類医薬品、薬局製造販売医薬品（薬局のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④　特　定　販　売　を　行　う　時　間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤営業時間のうち特定販売のみを行う時間が有る場合はその時間
※該当する場合は⑨を記入してください。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するとき</td><td>⑦主たるホームページアドレス</td><td>（ＩＤ：　　パスワード：
※ホームページを閲覧するために、パスワード等が必要な場合は記入してください。）</td></tr>
<tr><td>⑧主たるホームページの構成の概要</td><td>別紙のとおり。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨市長又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要
※⑤に該当する場合のみ記入してください。</td><td>□デジタルカメラ　□電話（電話番号：　　）
□電子メール（アドレス：　　）
□デジタルカメラで撮影した画像を、電子メールに添付して送信するために必要な設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑩　　備　　考</td><td>□注文を受領する機器は許可エリア内にある
□情報提供等を行う機器は許可エリア内にある</td></tr>
</table>